

議案第 88 号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 12 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例
大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大田原市自治基本条例市民検討委員会	自治基本条例案の策定に必要な調査、研究、検討及び条例案の策定に関する事務
-------------------	--------------------------------------

」

を

「

八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会	八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョンの策定、変更その他八溝山周辺地域定住自立圏構想の推進に関する事務
-----------------------	--

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。